

## 小矢部市プレミアム付商品券取扱・換金要領

### 1 商品券の取扱いについて

取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、令和2年8月30日（日）から令和2年12月31日（木）までの期間に限り、券面記載額に相当する物品の販売又は役務の提供（以下「取引」という）を行ってください。令和3年1月1日（金）以降、商品券を使用することはできません。

### 2 釣り銭について

釣り銭は、出さない取扱いとしてください。

### 3 商品券を使うことができない取引について

商品券の使用対象外となる取引は、次のとおりとします。

- ア 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- イ 税金・振込み手数料、電気・ガス・水道料金などの公共料金の支払い
- ウ 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- エ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- オ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- カ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- キ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ク 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ケ 宿泊に対する支払い
- コ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの

#### 4 商品券の換金について

- (1) 換金手数料は、無料です。
- (2) 換金は次のスケジュールにより実施し、取扱店が指定する口座への振込により行います。

##### 換金スケジュール

令和2年9月4日（金）から令和3年1月15日（金）まで

請求書提出締切	口座振込
期間中の毎週金曜日	締切の翌水曜日

例) 9月4日（金）締切分の振込は、9月9日（水）になります。

- (3) 商品券の換金を受けようとするときは、裏面に取扱店名を記入した「使用済みの商品券」及び「小矢部市プレミアム付商品券換金請求書」を換金受付窓口に提出してください。

換金受付窓口	受付時間	電話
小矢部市商工会 小矢部支所（小矢部市八和町 5-15）	9：00～15：00	0766-67-0756
小矢部市商工会 津沢支所（小矢部市津沢 345）	（平日のみ）	0766-61-2356

- (4) 換金請求書の最終締切は、令和3年1月15日（金）です。

この日を経過した場合は、換金することができません。

#### 5 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守してください。取扱店がこれらの事項に違反したときは、登録を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽又は不正行為による取扱店登録をしてはならないこと。
- (2) 正当な理由なく商品券による支払を拒んではならないこと。
- (3) 協議会が配布する商品券取扱店登録証（同封のポスター）を消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (4) 商品券の不正使用が明らかな場合は、受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに協議会に連絡すること。
- (5) 商品券の交換、譲渡又は売買をしてはならないこと。
- (6) 商品券を事業者間取引に伴う代金（仕入れ等）の支払に使用してはならないこと。
- (7) その他、協議会が指示した事項に従うこと。

#### 6 問合せ先

まちなか周遊推進協議会（小矢部市商工観光課内）

TEL 0766-67-1760 内線 404、463 FAX 0766-67-1567